

【諮問（個人）第126号】

22川情個第57号
平成22年10月12日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

保有個人情報提供の停止請求に対する拒否処分に係る異議申立て
について（答申）

平成21年6月4日付け21川区険第69号にて諮問のありました保有個人情報提供の
停止請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が本件提供の停止請求について行った拒否処分は、結論において妥当であるが、その理由は不適切である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

(1) 異議申立人は、平成21年5月2日、川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号。以下「条例」という。）第23条第1項第2号の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、以下のとおり保有個人情報の提供の停止請求（以下「本件提供の停止請求」という。）を行った。

「別途診療報酬明細書開示請求について、その開示に際して川崎市長が医師等の第三者に意見聴取の手続きを行うこと等により、開示請求の事実がそれらの第三者に通知（提供）されることを停止してください。」

(2) 実施機関は、本件提供の停止請求に対し、同年同月15日付けで、「同時に請求されている診療報酬明細書の開示請求が請求拒否処分となったため本件の請求について拒否処分といたします。」として拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。

(3) 異議申立人は、同年同月18日付けで、本件処分に対し、取消しが相当である、とする異議申立てを行った（当審査会諮問（個人）第126号）。

3 異議申立人の主張要旨

平成21年5月18日付け異議申立書及び同年9月2日付け意見書によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。なお、異議申立人は、当審査会に対して意見陳述を希望しない旨を明らかにしている。

(1) 拒否処分について、何の拒否であるのか不明である。条例では請求権につき開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止に区分されており、第12号様式においては、その標題名について、保有個人情報（開示・訂正・利用の停止・消去・提供の停止）請求拒否通知書とされているが、そのどれに該当する決定であるのかについて明確にはされていない。

(2) 開示請求が請求拒否処分となったため本件の請求について拒否処分とするとあるが、開示請求自体拒否する理由がない。市は、診療報酬明細書に係るあらゆる開示請求について意見書の提出機会を第三者に付与しているのであるから、却下に準ずる拒否形態を取る理由はなく、実質的な理由に基づいて判断でき、また、そうすべきであった。

(3) 個人情報の開示請求に当たって、医師等の第三者に対し、意見聴取手続をする必要性はない。医師による診療報酬不正請求事件が現実には発生している以上、患者が診療報酬明細を請求した場合に、その事実が医師等に通知されるのであれば、医師が請求した患者に対し、医療のなかで本人に分らないよう害を与えるおそれは払拭できない。市の傷病名を知らない場合の問題等に関する説明は表向きのものであり、実際には審査が有効に機能していない現状があるため、患者が診療報酬を見た場合には大量の不正が明らかになってしまい、制度改正を免れないからというのが本当の理由であ

る。市民の生命や財産を保護する必要性や公益を推進すべき行政の責務に照らしても、医師等に意見書の提出機会を付与することには、極めて重大な問題がある。市の現行の取扱いは診療報酬明細書の開示請求を萎縮させる強い効果をもたらしているから、例外なく診療報酬明細書の意見書提出機会付与をすべて即刻中止してほしい。

4 実施機関の主張要旨

平成21年7月17日付け処分理由説明書及び平成22年5月11日実施の処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

(1) 何の処分であるのか不明であることについて

通知書において、「請求の区分」の「 提供の停止」に「レ」印を記入しており、提供の停止請求について拒否していることを明示している。

(2) 市は、診療報酬明細書に係るあらゆる開示請求について意見書の提出機会を第三者に付与しているのであるから、却下に準ずる拒否形態を取る理由はなく、実体的な理由に基づいて判断するべきであるとの主張について

開示請求に当たり、「併行実施している利用停止の請求について、審査の結果が当該利用停止を認めないこととされたときは、医者等の第三者に意見照会がかかる事態を回避する必要があるから、本件開示請求について、保留等可能な対応を取る機会を求めます。」という留保条件が付与されているため開示請求に対し拒否処分をしたものであり、異議申立人を本人とする個別具体的な個人情報に不当に提供されることはない。個別具体的な個人情報の外部への提供がない状況では、運用の仕方についての是正を求める請求であるとも言え、条例第23条第1項の条件を満たさないため拒否処分としたものである。診療報酬明細書開示手続については、全市で統一的な運用を図るため、要領を定めており、現在、その見直しを行っている。

5 審査会の判断

(1) 本件異議申立ての趣旨及び本件提供の停止請求の適法性

本件は、異議申立人が別途行った自己の診療報酬明細書の開示請求に対する諾否判断に際して医療機関・医師(以下「医療機関等」という。)に意見書提出の機会(条例第29条第1項)を与えないことを求めて、保有個人情報の提供の停止請求を行ったところ、実施機関がこれを拒否する処分をしたことについての異議申立てである。異議申立人は何の拒否処分であるか明らかでないと主張するが、拒否通知書の「請求の区分」欄の記載等から、異議申立人のした提供の停止請求に対する拒否処分であることは明らかである。

提供の停止請求(条例第23条第1項第2号)は、個別具体的な保有個人情報の保護の規定であって、一般的な運用の是正を求めて行うことは許されない。しかし、当審査会の審査の結果によれば、異議申立人は本件提供の停止請求(平成21年度第24号。平成21年5月7日受付)と同日受付にて、異議申立人に係る診療報酬明細書の開示請求(平成21年度第26号)をしており(以下「別件開示請求」という。)、しかも、実施機関は、診療報酬明細書開示請求があれば全件一律に医療機関等に開示につ

いての意見書提出の機会を与える運用(以下「全件意見聴取という運用」という。)をしていて、別件開示請求においてもこの運用に基づく処理をする予定であったことが認められる。したがって、本件において、異議申立人の保有個人情報に当該医療機関等に提供される可能性は極めて高かったものであるから、本件提供の停止請求は、個別具体的な保有個人情報の保護を求めるものとして適法である。実施機関が本件提供の停止請求を運用の仕方についての是正を求める請求であるとした判断は、その点において誤りである。

(2) 条例第29条と当審査会諮問(個人)第119号答申

全件意見聴取という運用は、平成17年3月31日付け厚生労働省保険局長通知に依拠するものである。

しかし、条例第29条第1項は、実施機関に対して第三者への意見書提出の機会付与を義務付けるものではなく、その解釈においても、開示請求者の権利利益を不当に侵害することのないよう慎重な取扱いが必要であり、第三者の意見を求めることが必要と考えられる場合であっても、第三者の意見を聴かずに諾否の決定をせざるを得ないこともあり得る、とされている(川崎市総務局『個人情報保護ハンドブック』[平成20年度改訂版]90頁)。

当審査会は、本件に先立つ平成21年4月14日諮問(個人)第119号答申において、全件意見聴取という運用はこのような条例第29条第1項の趣旨に照らし、見直しが必要である旨の答申をした。

(3) 実施機関の処分及びその理由について

実施機関は、前記答申を受けて、運用の見直し作業に着手したものの、早期に作業完了のめどが立たないとして、従前の運用に従って医療機関等に意見書を提出する機会を与えるべきものと判断した。そしてその場合に、異議申立人は別件開示請求について保留等して異議申立人が意見照会という事態を回避するために可能な対応を取る機会を与えるよう求めているところ、諾否の決定は15日以内にされるべきもので、そのような理由で諾否の決定を保留する条例の規定はない、ということを経由し、別件開示請求の拒否処分をした。その上で、開示請求の拒否処分をしたから異議申立人の保有個人情報が医療機関等に提供されることはないとして、本件提供の停止請求の拒否処分をしているものである。

しかし、医療機関等の意見を聴取するかどうかは別件開示請求の手続内における問題であるから、本件提供の停止請求及び別件開示請求を処理するに当たっては、まずは論理的に開示判断に先行する本件提供の停止請求について先に判断し、その結果に従って別件開示請求に対する諾否審査の手続を進めるのが妥当である。

(4) 医療機関等への意見聴取について

そこで、以下、本件提供の停止請求の諾否について検討する。

実施機関は、全件意見聴取という運用の見直し作業を完了するには十分な時間がなかったため、本件では従前の運用に従うこととしたと主張する。確かに、新しい運用として医療機関等の意見照会の要否、基準等を全面的に改定するためには相当程度の期間を要することが考えられる。しかも、本件では前記諮問(個人)第119号答申

がされたのが平成21年4月14日、本件提供の停止請求及び別件開示請求が同年5月7日受付であることからすると、これに条例上の諾否の決定期間を考慮してもなお、運用の見直し作業を完了させるのに必ずしも十分な時間がなかったものと言わざるを得ない。したがって、本件提供の停止請求を受けた実施機関が、本件処分時において従前どおり全件意見聴取という運用に従って判断したことも、やむを得ない。

ただし、実施機関のその判断に従うとすれば、拒否処分の理由は、本人が傷病名等を知ったとしても本人の診療上支障がないかどうかについて医療機関等に照会する必要があることとすべきであった。

(5) 全件意見聴取という運用について

全件意見聴取という運用については、前記(2)のとおりであって、当審査会は、実施機関において前記諮問(個人)第119号答申の趣旨に従いこれを見直すことを、重ねて要望するものである。

なお、本件処分後の平成22年3月5日には、同日厚生労働省保険局長通知によって、同年4月1日から、医療機関窓口における取扱いが変更され、レセプト電子請求を行う保険医療機関は、原則として、患者に対して、領収証と同時に、診療報酬の費用計算の基礎となった項目ごとに診療報酬点数、投薬に係る薬剤の名称等の分かる明細書を無料で交付しなければならないこととされている。すなわち、今日、既に医療機関の窓口においては、患者が特に交付を希望しないことを事前に申し出ない限り、病名以外のかなりの診療情報(投与薬剤、検査、診療報酬点数等)が、自動的に、窓口における明細書の交付によって患者に知らされるものである。

実施機関においては、このように医療現場において医療の透明化、患者への積極的な情報提供推進の流れが加速していることをも、十分考慮する必要がある。

(6) 結論

以上のとおり、本件提供の停止請求の拒否処分をした実施機関の判断は、結論において妥当であるが、その理由は不適切である。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会(五十音順)

委員	青柳幸一
委員	安達和志
委員	小坪淳子
委員	杉原麗